明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学六）　一
〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務六八～七五）　一〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同七六～七八）　一七
〔公告〕
諸事項
官庁
裁定表記載関係　三〇
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百二十一条の二の規定に基づく認定、特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○文部科学省令第六号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条、第八条第一項及び第十七条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

文部科学大臣　柴山　昌彦

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。